

5 登録の申請から登録完了通知の発送まで

1 申請の受付と受理

(1) 申請の受付について

申請の受付期間に定めはありません。申請はいつでも行うことができます。

申請書は必ず簡易書留で送付してください。

※申請書類の到着から受付まで数日かかる場合があります。

※到着確認には郵便局の「お問合せ番号」が必要となります。

(2) 申請の受理について

申請の受理後は、登録手数料および申請書類は理由のいかんにかかわらず返還いたしません。

申請の受付時に、必要書類の不備、記載漏れ、登録手数料の未納等の不備事項がないことを確認し、申請を受理します。不備事項があり、申請を受理できない場合は、不備事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。

参考 7P 「申請に係る書類等の期限について」、「登録に要する期間」

2 審査

申請の受理後、登録申請者が貸金業法第24条の27第1項各号に該当するか否か、行政庁への照会等により審査を行います。いずれか1項目でも該当する場合は、主任者として登録することはできません。

※登録申請の後、審査完了までの間に本籍地を変更された場合、改めて最新の本籍地を証明する書類を提出いただくことがあります。登録完了まで時間がかかる場合がありますのでご注意ください。 5P 「登録の拒否要件」参照

3 主任者登録と登録完了通知発送

(1) 主任者登録について

登録の拒否要件に該当しないことが確認できると、貸金業務取扱主任者登録簿に主任者として登録されます。

登録申請の受理から主任者登録まで、約2ヵ月の期間を要します。

※登録の拒否要件の審査の状況により、2ヵ月を超える場合があります。

(2) 登録完了通知の発送について

貸金業務取扱主任者登録簿に主任者の登録がなされると、登録日と登録番号が記載された「貸金業務取扱主任者の登録完了通知」を登録申請者本人へ、申請書記載の住所宛（居所を申請している方は居所宛）に発送（簡易書留郵便）いたします。 登録更新をした方には、「登録更新完了通知」が発送されます。

※配達時に受取人が不在の場合は、郵便局で一時保管され、保管期間を過ぎると日本貸金業協会に戻されます。再送費用は、登録申請者の負担となりますのでご注意ください。

34P 「登録更新完了通知について」参照

(3) 登録拒否通知の発送について

登録の拒否要件に該当し、貸金業務取扱主任者登録簿に主任者の登録ができない場合は、登録拒否理由を記した「貸金業務取扱主任者の登録拒否通知」を登録申請者本人へ、申請書記載の住所宛（居所を申請している方は居所宛）に発送（簡易書留郵便）いたします。

居所については 37P 参照

4 注意事項

(1) 主任者登録の申請後、住所が変更になったとき

登録完了通知および登録拒否通知は、申請書記載の住所宛（居所を申請している方は居所宛）に発送（簡易書留郵便）されます。

主任者登録の申請後、転居等で住所が変更になった場合は、通知が必ず届くよう、郵便局に転居届を提出してください。

主任者登録の申請後（更新申請を含む）から主任者登録の完了前までの住所変更等は受付できません。主任者登録完了後、「主任者登録変更の申請」を行ってください。

居所については 37P 参照

26P 「主任者登録変更の申請」参照

(2) 「貸金業務取扱主任者の登録完了通知」を紛失したとき

「登録完了通知」を再交付いたします。

所定の手続きが必要となりますので、紛失等で再交付を希望される方は、お問合せ窓口までご連絡ください。